

慶弔規定フローチャート

主催寺院において法要儀式の開催決定



主催寺院は、所属する仏教会地区理事へ法要儀式の内容を電話等で連絡



所属の仏教会地区理事は、川崎市仏教会庶務理事へFAX等にて法要儀式の内容を連絡



川崎市仏教会庶務理事は、川崎市仏教会会長に法要儀式について報告



川崎市仏教会庶務理事は、生花・電報の手配と確認を行なう

川崎市仏教会庶務理事は、生花・電報の会計処理を行なう



川崎市仏教会庶務理事は、主催寺院所属の仏教会理事へ電話等にて手配終了の報告



主催寺院にて法要儀式が厳修される。

慶弔規定

第1条（目的）

この規定は川崎市仏教会会則第10条・細則により、川崎市仏教会会員の寺院慶弔に際し、祝意・弔意を表する。

第2条（慶弔内容）

- ①慶事は、住職晋山式・本堂落慶の法要儀式。（客殿・庫裡・会館・斎場等は除く）
- ②弔事は、前任職・住職の遷化本葬儀法要儀式。
- ③その他、川崎市仏教会会長が必要と認めたとき。

第3条（適用範囲）

この規定の適用は、川崎市仏教会会員の寺院に適用する。

第4条（慶事）

会員寺院が慶事に際したときは、以下の各号により、祝意を表する。

- ①第2条①に際し、生花1基・祝電を発する。
- ②その他、川崎市仏教会会長が必要と認めたとき。

第5条（弔事）

会員寺院が弔事に際したときは、以下の各号により、弔意を表する。

- ①第2条②に際し、生花1基・弔電を發する。
- ②その他、川崎市仏教会会長が必要と認めたとき。

第6条(その他)

前各条に定めのないものでも、状況により必要のあるときは、その都度川崎市仏教会会長が決定する。

付記

法要儀式に際し、会員寺院から各仏教会地区理事へご連絡をお願いします。

次に、各仏教会地区理事はFAX等により川崎市仏教会庶務理事に連絡を致し、庶務理事が生花・電報を遺漏なきように手配と確認を行う。

生花名は、「川崎市仏教会」とし、金額は16000円以内とする。

電報は、慶事には

ご盛典を祝し、寺門の興隆と益々のご活躍を祈念致します。

川崎市仏教会会長〇〇寺住職〇〇〇〇

台紙を刺繍電報・松竹梅、毛筆縦書き。金額として3000円以内とする。

弔事には

ご遷化の報に接し、衷心より哀悼の意を表します。

川崎市仏教会会長〇〇寺住職〇〇〇〇

台紙を刺繍電報・小夜菊、毛筆縦書き。金額として3000円以内とする。

尚、法要儀式が終了された後に連絡があった際には、電報のみ発信する。

附 則

この規定は平成24年6月5日から施行する。